

○釧路市児童館条例

平成17年10月11日

釧路市条例第103号

改正 平成17年12月13日条例第301号

平成20年12月12日条例第52号

平成21年3月24日条例第10号

平成25年12月13日条例第50号

平成29年12月20日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする釧路市児童館（以下「児童館」という。）の設置、管理、使用等について必要な事項を定めるとともに、児童館と同等の機能を併せ持つ市の施設の当該機能に係る部分（以下「児童館機能施設」という。）の管理、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釧路市松浦児童館	釧路市松浦町2番10号
釧路市白樺児童館	釧路市白樺台3丁目5番39号
釧路市治水児童館	釧路市治水町3番4号
釧路市春日児童館	釧路市春日町9番16号
釧路市光陽児童館	釧路市光陽町16番3号
釧路市武佐児童センター	釧路市武佐2丁目27番16号
釧路市鳥取西児童センター	釧路市鳥取北8丁目3番2号
釧路市大楽毛児童センター	釧路市大楽毛4丁目12番15号
釧路市桜ヶ岡児童センター	釧路市桜ヶ岡5丁目5番1号
釧路市米町児童センター	釧路市知人町4番37号
釧路市愛国児童センター	釧路市愛国西3丁目24番8号
釧路市昭和児童センター	釧路市昭和町3丁目2番1号
釧路市美原児童センター	釧路市美原4丁目5番33号

釧路市第2武佐児童センター	釧路市武佐3丁目47番33号
釧路市鶴ヶ岱児童センター	釧路市鶴ヶ岱1丁目9番7号
釧路市鶴野児童センター	釧路市星が浦北3丁目1番30号
釧路市芦野児童センター	釧路市芦野3丁目29番5号
釧路市望洋児童センター	釧路市春採4丁目10番16号
釧路市昭和中央児童センター	釧路市昭和中央4丁目7番1号
釧路市とんけし児童センター	釧路市寿1丁目2番27号

2 児童館機能施設を有する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	釧路市貝塚1丁目7番15号
-------------------	---------------

(事業)

第3条 児童館（児童館機能施設を含む。以下同じ。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童を健全に育成するための事業
- (2) 児童の健康を増進し、及び情操を豊かにするための事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 児童館に必要な職員を置く。

(使用承認)

第5条 児童を除き、児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として使用しようとするとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の停止等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的以外に使用したとき。
- (2) 不正の手段をもって使用の承認を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 管理運営上支障があると認められるとき。

(特別設備の承認)

第8条 使用者が、その使用に当たり、特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに使用の場所を原状に復して返還しなければならない。第7条の規定により使用を停止されたときも同様とする。

(賠償責任)

第10条 使用者が建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市児童館条例（昭和37年釧路市条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月13日条例第301号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成17年12月26日規則第293号により平成18年2月4日）

附 則（平成20年12月12日条例第52号）

この条例は、平成20年12月20日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成21年6月16日規則第41号により平成21年6月30日）

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成26年2月18日規則第3号により平成26年2月22日）

附 則（平成29年12月20日条例第38号）抄

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成30年8月2日規則第34号により平成30年8月27日）